

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について

令和 8 年熊本地震による災害に対しては、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号。以下「政令」という。）が別添 1 のとおり本日令和 8 年 8 月 7 日に公布・施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）（別添 2）の規定の一部が適用されることとなったところである。

政令は、令和 8 年熊本地震による災害を法第 2 条第 1 項の特定非常災害に指定し、その被害者について、行政上の権利利益に係る満了日の延長、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものである。

主な内容等は下記のとおりであるので、適切な運用が図られるよう遺漏なきを期されたい。

記

1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置関係（法第 3 条）

- (1) 今般の令和 8 年熊本地震による災害により、行政庁の処分により付与された権利その他の利益や、法令に基づき行政機関に何らかの利益を付与する処分その他の行為を求めることができる権利の中には、有効期間の更新や権利の行使等のための所要の手続をとることが困難な場合がある。

このため、このような権利利益のうち、その存続期間が令和 8 年 7 月 28 日（特定非常災害発生日）以後に満了するものについては、法第 3 条第 1 項及び政令第 3 条の規定により、その満了日を令和 9 年 1 月 27 日を限度として延長することができることとしたこと。

- (2) 法第 3 条第 2 項においては、個別の確認行為を経ずに地域を単位として一括して延長措置をとることが適当なものに関して、厚生労働大臣等国の行政機関の長等が告示を行うことにより当該延長措置を行うことができ、同条第 3 項においては、同条第 2 項の規定による延長措置のほか、被害者の申請に基づき、個別に都道府県労働局長、労働基準監督署長等の行政機関や行政庁（法令において処分権限が与えられた法人等）

が延長を行うことができるが、労働基準法等関係法令については、同項に基づく告示は行わず、同条第3項に基づく個別の延長措置を、都道府県労働局長、労働基準監督署長等が個別の判断において行うものとする。

なお、当該延長措置が講じられた場合には、その時点で既に失効している権利利益（令和8年7月28日以後に存続期間が満了するものに限る。）についても回復されることとなること。

- (3) 法第3条第1項第1号に規定する「法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの」

（なお、特定非常災害発生日は、政令第1条により令和8年7月28日とされた。）には、例えば、普通ボイラー溶接士免許のように都道府県労働局長の処分により付与されたもののほか、ボイラー検査証など登録性能検査機関の処分により付与された権利等も含まれるものであること。

同じく、法第3条第1項第2号に規定する「法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの」には、例えば、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条に基づく認定を労働基準監督署長に求める権利等が含まれるものであること。（参照：参考1）

- (4) 法第3条第1項に規定する「特定非常災害の被害者」（なお、特定非常災害は、政令第1条により令和八年熊本地震による災害とされた。）とは、特定非常災害により身体上、財産上の直接の被害を受けた自然人・法人のほか、間接の被害を受けた者も含み、個々の事案がこれに該当するか否かについては、その事情に応じて判断すべきものであること。

- (5) 法第3条第3項に係る満了日の延長の申出に用いる書面の様式は定められておらず、任意の様式で差し支えないこと。当該申出に対して行う権利利益等の存続期間の満了日の延長についても、延長期日（令和9年1月27日）までの範囲で個々の事案の事情により期日を指定することとして差し支えないこと。

2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置関係（法第4条）

- (1) 法令に規定されている義務のうち、令和8年7月28日から令和8年11月27日までの間に履行期限が到来するものであつて、特定非常災害により当該履行期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として、罰金等の刑事上、行政上の責任が問われる場合において、令和8年11月27日までに義務が履行されたときには、免責することとしたこと。

- (2) 法第4条第1項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せられる義務を対象とするものであり、例えば、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第98条第1項に基づき「変更措置」を命じる場合のように法令に基づく処分であつて初めて具体的な義務が課せられることとなるもの等は含まないものであること。（参照：参考2）

- (3) 法第4条第1項に規定する「特定非常災害により」とは、履行義務者ごとに個別に

判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害を理由として、履行義務者が当該義務を履行することに関し、改善措置を講ずるための機材入手や人材確保が著しく困難である等、いわゆる期待可能性がなくなった場合であること。

- (4) 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。

<参考 1 >

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第 3 条に係る労働基準局関係法令等

労働基準法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第96条 ・ 事業附属寄宿舍規程第36条	事業附属寄宿舍規程第36条による適用特例許可の有効期間	特例を必要とする期間	処分

最低賃金法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第 7 条	最低賃金の減額の特例許可の有効期間	許可書の附款で付した期間	法令

賃金の支払の確保等に関する法律関係

条文	権利内容	備考	根拠
第 7 条 ・ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第 9 条第 4 項 ・ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第 5 項	労働基準監督署長への認定の申請 立替払賃金の請求	退職の日の翌日から起算して 6 月以内 破産の宣告等又は労働基準監督署長の認定があった日の翌日から起算して 2 年以内	法令 法令

労働者災害補償保険法関係

条文	権利内容	備考	根拠
・ 労働者災害補償保険法第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第19条の 2、第20条の 3、第20条の 4、第20条の 5、第20条の	労災保険給付の請求及び特別支給金の請求	・ 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬	法令

6、第20条の7、第20条の9、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第22条の5、第24条及び第26条等 ・労働者災害補償保険特別支給金支給則第3条、第4条、第5条、第5条の2、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条等		祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付、二次健康診断等給付及び休業特別支給金を受ける権利等については2年 ・障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付、遺族給付、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金及び傷病特別年金を受ける権利等については5年	
--	--	--	--

労働安全衛生法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第41条 ・ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）第37条 ・ボイラー則第38条第2項 ・ボイラー則第72条	ボイラー検査証（製造時等検査又は落成検査）の有効期間 性能検査後更新されたボイラー検査証の有効期間 第一種圧力容器検査	1年 1年（性能検査の結果により1年未満又は1年を超え2年以内の期間） 1年	処分 処分 処分

	証（製造時等検査又は落成検査）の有効期間		
・ボイラー則第73条第2項	性能検査後更新された第一種圧力容器検査証の有効期間	1年（性能検査の結果により1年未満又は1年を超え2年以内の期間）	処分
・クレーン等安全規則（以下「クレーン則」という。）第10条	クレーン検査証（落成検査）の有効期間	2年（落成検査の結果により2年未満）	処分
・クレーン則第43条	性能検査後更新されたクレーン検査証の有効期間	2年（性能検査の結果により2年未満又は2年を超え3年以内の期間）	処分
・クレーン則第60条	移動式クレーン検査証（製造時等検査）の有効期間	2年（製造検査又は使用検査の結果により2年未満）	処分
・クレーン則第84条	性能検査後更新された移動式クレーン検査証の有効期間	2年（性能検査の結果により2年未満又は2年を超え3年以内の期間）	処分
・クレーン則第100条	デリック検査証（落成検査）の有効期間	2年（落成検査の結果により2年未満）	処分
・クレーン則第128条	性能検査後更新されたデリック検査証の有効期間	2年（性能検査の結果により2年未満又は2年を超え3年以内の期間）	処分
・クレーン則第144条	エレベーター検査証（落成検査）の有効期間	1年	処分
・クレーン則第162条	性能検査後更新されたエレベーター検査証の有効期間	1年（性能検査の結果により1年未満又は1年を超え2年以内の期間）	処分
・ゴンドラ安全規則（以下「ゴンドラ則」という。）第9条	ゴンドラ検査証（製造時等検査）の有効期間	1年	処分

・ゴンドラ則第27条	性能検査後更新されたゴンドラ検査証の有効期間	1年（性能検査の結果により1年未満の期間）	処分
第44条の3 ・機械等検定規則第10条	型式検定合格証の有効期間	機械等の種類により3年又は5年	処分
第46条の2第1項 ・労働安全衛生法施行令（以下「安衛法施行令」という。）第15条の2	登録設計審査等機関の登録の有効期間	5年	法令
第53条の3（第46条の2の準用） ・安衛法施行令第15条の2	登録性能検査機関の登録の有効期間	5年	法令
第54条（第46条の2の準用） ・安衛法施行令第15条の2	登録個別検定機関の登録の有効期間	5年	法令
第54条の2（第46条の2の準用） ・安衛法施行令第15条の2	登録型式検定機関の登録の有効期間	5年	法令
第73条 ・ボイラー則第107第1項	特別ボイラー溶接士免許及び普通ボイラー溶接士免許の有効期間	2年	処分
第75条第3項 ・労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第62条及び別表第4 ・安衛則第70条及び別表第5第5号	揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格後、揚貨装置運転実技教習を修了した場合の免許申請 揚貨装置運転士免許試験の実技試験等の	学科試験が行われた日から起算して1年以内 教習を修了した日から起算して1年を経	法令 法令

・ボイラー則第111条	免除 特別ボイラー溶接士 免許試験又は普通ボ イラー溶接士免許試 験の学科試験の免除	過しない間等 学科試験が行われた 日から起算して1年 を超えない間等	法令
・クレーン則第223 条及び第224条の4	クレーン・デリック 運転士免許試験の学 科試験に合格後、ク レーン運転実技教習 を修了した場合の免 許申請（限定免許を 含む。）	学科試験が行われた 日から起算して1年 以内	法令
・クレーン則第227 条	クレーン・デリック 運転士免許試験の学 科試験等の免除	教習を修了した日か ら起算して1年を経 過しない間等	法令
・クレーン則第229 条	移動式クレーン運転 士免許試験の学科試 験に合格後、移動式 クレーン運転実技教 習を修了した場合の 免許申請	学科試験が行われた 日から起算して1年 以内	法令
・クレーン則第233 条	移動式クレーン運転 士免許試験の学科試 験等の免除	教習を修了した日か ら起算して1年を経 過しない間等	法令
第77条第4項 ・安衛法施行令第23 条の2	登録教習機関の登録 の有効期間	5年	法令
第88条第1項ただし書 ・安衛則第87条の6	計画の届出免除の認 定の期間	3年	法令
労働安全衛生法及び これに基づく命令に 係る登録及び指定に 関する省令（以下「登 録省令」という。） ・第1条の2の2の 3第1項	登録衛生工学衛生管 理者講習機関の登録	5年	法令

・第1条の2の4第1項	の期間 登録安全衛生推進者 等養成講習機関の登録の期間	5年	法令
・第1条の2の44の5第1項	登録適合性証明機関 の登録の期間	5年	法令
・第19条の24の2の4第1項	登録検査業者検査員 研修機関の登録の期間	5年	法令
・第19条の24の5第1項	登録校正機関の登録 の期間	5年	法令
・第19条の24の20第1項	登録発破実技講習機 関の登録の期間	5年	法令
・第19条の24の35第1項	登録ボイラー実技講 習機関の登録の期間	5年	法令
・第25条の7第1項	登録コンサルタント 講習機関の登録の期間	5年	法令
・第56条第1項	登録計画作成参画者 研修機関の登録の期間	5年	法令

「備考」（根拠欄について）

- ・処分 法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益
- ・法令 法令に基づく何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利

<参考 2>

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第 4 条に係る労働基準局関係法令等

労働基準法関係

条文	義務内容	期日等
第23条	退職時等の金品の返還	権利者の請求から 7 日以内
第24条	賃金の支払	毎月 1 回以上
第 39 条第 7 項	年 5 日の年次有給休暇の確実な取得	基準日から 1 年以内
第96条 ・ 建設業附属寄宿舍規程第 12条の 2	避難等の訓練	寄宿舍の使用を開始した後遅滞なく実施後 6 箇月以内ごとに 1 回
第104条の 2 ・ 労働基準法施行規則第57 条第 2 項	休業 4 日未満の傷病報告	1 月～ 3 月、4 月～ 6 月、7 月～ 9 月、10月～12月の各期間における最後の月の翌月末日

賃金の支払の確保等に関する法律関係

条文	義務内容	期日等
第 3 条 ・ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項第 3 号	労働者の預金の管理に関する状況の預金保全委員会への報告	3 月以内ごとに 1 回

労働安全衛生法関係

条文	義務内容	期日等
第10条 ・ 安衛則第 2 条第 1 項	総括安全衛生管理者の選任	14日以内
第11条 ・ 安衛則第 4 条第 1 項第 1 号	安全管理者の選任	14日以内
第12条第 1 項 ・ 安衛則第 7 条第 1 項第 1 号 ・ 安衛則第11条第 1 項	衛生管理者の選任 衛生管理者の定期巡視	14日以内 少なくとも毎週 1 回

第12条の2 ・ 安衛則第12条の3第1項第1号	安全衛生推進者等の選任	14日以内
第13条第1項 ・ 安衛則第13条第1項第1号 ・ 安衛則第15条第1項	産業医の選任 産業医の定期巡視	14日以内 （やむを得ない場合の許可あり） 毎月1回以上（一定の要件を満たした場合は、間隔を延長することが可能）
第13条第4項 ・ 安衛則第14条の2第2項	産業医に対する情報提供	健康診断等結果について意見聴取を行った後、遅滞なく面接指導のため時間外労働時間の算定（毎月1回）後、速やかに産業医から情報の提供を求められた後、速やかに
第13条第6項 ・ 安衛則第14条の3第3項	衛生委員会又は安全衛生委員会に対する報告	産業医から勧告を受けた後、遅滞なく
第17条 ・ 安衛則第23条第1項	安全委員会の開催	毎月1回以上
第18条第1項 ・ 安衛則第23条第1項	衛生委員会の開催	毎月1回以上
第19条 ・ 安衛則第23条第1項	安全衛生委員会の開催	毎月1回以上
第22条 ・ 安衛則第12条の5第3項第1号 ・ 安衛則第12条の6第2項第1号	化学物質管理者の選任 保護具着用管理責任者の選任	14日以内 14日以内
第23条 ・ 安衛則第605条第2項 ・ 安衛則第619条第1項第1号及び第2号 ・ 事務所衛生基準規則（以下「事務所則」という。）第	照明設備の点検 清掃等の実施 機械による換気のための設備の点検等	6月に1回 6月に1回 2月に1回

9 条 ・ 事務所則第 9 条の 2 第 2 号から第 4 号まで ・ 事務所則第 9 条の 2 第 5 号 ・ 事務所則第 10 条第 3 項 ・ 事務所則第 15 条第 1 号	冷却塔、加湿装置等点検等 冷却塔等の清掃 照明設備の点検 清掃等の実施	1 月に 1 回 1 年に 1 回 6 月に 1 回 6 月に 1 回
第39条第 1 項 ・ ボイラー則第44条 ・ ボイラー則第79条 ・ クレーン則第59条第 3 項 ・ ゴンドラ則第 8 条第 3 項	設置されたボイラーに関する事業者等の変更 設置された第一種圧力容器に関する事業者等の変更 移動式クレーンの設置者の異動による移動式クレーン検査証書替申請書 ゴンドラ検査証書替申請書	異動後10日以内 異動後10日以内 異動後10日以内 異動後10日以内
第39条第 2 項 ・ ボイラー則第44条 ・ ボイラー則第79条 ・ クレーン則第 9 条第 3 項 ・ クレーン則第99条第 3 項 ・ クレーン則第143条第 3 項 ・ クレーン則第177条第 3 項	設置されたボイラーに関する事業者等の変更 設置された第一種圧力容器に関する事業者等の変更 クレーンの設置者の異動等によるクレーン検査証書替申請書 デリック検査証書替申請書 エレベーター検査証書替申請書 建設用リフト検査証書替申請書	異動後10日以内 異動後10日以内 異動後10日以内 異動後10日以内 異動後10日以内 異動後10日以内
第45条第 1 項 ・ 安衛則第134条の 3 第 1 項 ・ 安衛則第135条第 1 項 ・ 安衛則第141条第 1 項 ・ 安衛則第151条の21 ・ 安衛則第151条の22	動力プレスの定期自主検査 シャワーの定期自主検査 動力遠心機械の定期自主検査 フォークリフトの定期自主検査 フォークリフトの定期自主検査	1 年に 1 回 1 年に 1 回 1 年に 1 回 1 年に 1 回 1 月に 1 回

・ 安衛則第151条の31	ショベルローダーの定期自主検査	1年に1回
・ 安衛則第151条の32	ショベルローダーの定期自主検査	1月に1回
・ 安衛則第151条の38	ストラドルキャリアの定期自主検査	1年に1回
・ 安衛則第151条の39	ストラドルキャリアの定期自主検査	1月に1回
・ 安衛則第151条の53	不整地運搬車の定期自主検査	2年に1回
・ 安衛則第151条の54	不整地運搬車の定期自主検査	1月に1回
・ 安衛則第167条	車両系建設機械の定期自主検査	1年に1回
・ 安衛則第168条	車両系建設機械の定期自主検査	1月に1回
・ 安衛則第194条の23	高所作業車の定期自主検査	1年に1回
・ 安衛則第194条の24	高所作業車の定期自主検査	1月に1回
・ 安衛則第228条	電気機関車等の定期自主検査	3年に1回
・ 安衛則第229条	電気機関車等の定期自主検査	1年に1回
・ 安衛則第230条	電気機関車等の定期自主検査	1月に1回
・ 安衛則第276条	化学設備の定期自主検査	2年に1回
・ 安衛則第299条	乾燥設備の定期自主検査	1年に1回
・ 安衛則第317条	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の定期自主検査	1年に1回
・ 安衛則第351条	絶縁用保護具等の定期自主検査	6月に1回
・ ボイラー則第32条	ボイラーの定期自主検査	1月に1回
・ ボイラー則第67条	第一種圧力容器の定期自主検査	1月に1回
・ ボイラー則第88条	第二種圧力容器の定期自主検査	1年に1回
・ ボイラー則第94条	小型ボイラー又は小型圧力容器の定期自主検査	1年に1回
・ クレーン則第34条	クレーンの定期自主検査	1年に1回

・クレーン則第35条	クレーンの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第76条	移動式クレーンの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第77条	移動式クレーンの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第119条	デリックの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第120条	デリックの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第154条	エレベーターの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第155条	エレベーターの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第192条	建設用リフトの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第208条	簡易リフトの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第209条	簡易リフトの定期自主検査	1月に1回
・ゴンドラ則第21条	ゴンドラの定期自主検査	1月に1回
・有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）第20条第2項	局所排気装置の定期自主検査	1年に1回
・有機則第20条の2第2項	プッシュプル型換気装置の定期自主検査	1年に1回
・鉛中毒予防規則（以下「鉛則」という。）第35条第2項	局所排気装置等の定期自主検査	1年に1回
・特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第30条第1項	局所排気装置等の定期自主検査	1年に1回
・特化則第31条第1項	特定化学設備又はその附属設備の定期自主検査	2年に1回
・電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第18条の5第1項	透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査	1月に1回
・電離則第18条の6第1項	透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査	6月に1回
・粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）第17条第2項	局所排気装置等の定期自主検査	1年に1回
第45条第2項		
・安衛則第135条の3	動力プレスの特定期自主検査	定期自主検査と同じ

・ 安衛則第151条の24	フォークリフトの特定自主検査	定期自主検査と同じ
・ 安衛則第151条の56	不整地運搬車の特定自主検査	定期自主検査と同じ
・ 安衛則第169条の2	車両系建設機械の特定自主検査	定期自主検査と同じ
・ 安衛則第194条の26	高所作業車の特定自主検査	定期自主検査と同じ
第50条第1項	登録設計審査等機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
第50条第4項	登録設計審査等機関の事業報告の作成	事業年度経過後3月以内
第53条の3（第50条第1項の準用）	登録性能検査機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
第53条の3（第50条第4項の準用）	登録性能検査機関の事業報告の作成	事業年度経過後3月以内
第54条（第50条第1項の準用）	登録個別検定機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
第54条（第50条第4項の準用）	登録個別検定機関の事業報告の作成	事業年度経過後3月以内
第54条の2（第50条第1項の準用）	登録型式検定機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
第54条の2（第50条第4項の準用）	登録型式検定機関の事業報告の作成	事業年度経過後3月以内
第65条第1項		
・ 安衛則第590条第1項	作業環境測定（騒音）	6月に1回
・ 安衛則第592条第1項	作業環境測定（炭酸ガス）	1月に1回
・ 安衛則第603条第1項	作業環境測定（坑内通気量）	半月に1回
・ 安衛則第607条第1項	作業環境測定（気温、湿度）	半月に1回
・ 安衛則第612条第1項	作業環境測定（坑内の気温）	半月に1回
・ 鉛則第52条第1項	作業環境測定（鉛の気中濃度）	1年に1回
・ 特化則第36条第1項	作業環境測定（第1類物質及び第2類物質の気中濃度）	6月に1回
・ 有機則第28条第2項	作業環境測定（有機溶剤濃度）	6月に1回
・ 特化則第36条の5（有機則第28条第2項の準用）	作業環境測定（特定有機溶剤混合物濃度）	6月に1回
・ 電離則第54条第1項	作業環境測定（外部放射線に	1月（一定の要件を満たす場

・電離則第55条 ・事務所則第7条第1項 ・粉じん則第26条	よる線量当量率又は線量当量) 作業環境測定(放射性物質の濃度) 作業環境測定(CO濃度等) 作業環境測定(粉じん)	合には6月)に1回 1月に1回 2月に1回 6月に1回
第65条第2項 ・作業環境測定基準第10条第8項	測定の特例許可を受けた事業者の測定結果の評価に関する報告	単位作業場所が第1管理区分でなくなったとき、遅滞なく
第66条第1項 ・安衛則第43条 ・安衛則第44条第1項 ・安衛則第45条第1項 ・安衛則第45条の2第1項 ・安衛則第47条	雇入時の健康診断 定期健康診断 特定業務従事者に対する健康診断 海外派遣労働者の健康診断 給食従事者の検便	労働者を雇い入れるとき 1年に1回 6月に1回 本邦外の地域に6月以上派遣しようとするとき 雇入時または配転時
第66条第2項 ・有機則第29条第2項 (有機則第29条第6項を適用する場合) ・有機則第29条第3項 (有機則第29条第6項を適用する場合) ・有機則第29条第5項 ・四アルキル鉛中毒予防規則第22条第1項 (四アルキル鉛中毒予防規則第22条第4項を適用する場合) ・四アルキル鉛中毒予防規則第22条第3項	有機溶剤業務従事者に対する定期健康診断 有機溶剤業務従事者に対する定期健康診断(有機溶剤ごと) 有機溶剤業務従事者に対する定期健康診断(医師が必要と認めた場合の一定の項目) 四アルキル鉛業務従事者に対する定期健康診断 四アルキル鉛業務従事者に対する定期健康診断(医師が必要と認めた場合の一定の	6月に1回 (1年に1回) 6月に1回 (1年に1回) 6月(有機則第29条第6項に基づき同条第2項及び第3項に係る健診が1年に1回実施される場合にあっては1年)に1回 6月に1回 (1年に1回) 6月(四アルキル鉛中毒予防規則第22条第4項に基づき同条第1項に係る健診が1

	項目)	年に1回実施される場合に あつては1年)に1回
・鉛則第53条第1項 (鉛則第53条第4項を適用 する場合)	鉛業務従事者に対する定期 健康診断	6月(特定の業務に従事する 者は1年)に1回 (1年に1回)
・鉛則第53条第3項	鉛業務従事者に対する定期 健康診断(医師が必要と認め た場合の一定の項目)	6月(特定の業務に従事する 者及び鉛則第53条第4項に 基づき同条第1項に係る健 診が1年に1回実施される 場合にあつては1年)は1 年)に1回
・特化則第39条第1項 (特化則第39条第4項を適 用する場合)	特化物取扱業務従事者に対 する定期健康診断	6月(胸部のエックス線直接 撮影による検査は1年)に1 回 (1年に1回)
・特化則第39条第2項	特化物取扱業務に従事した ことのある者に対する定期 健康診断	6月(胸部のエックス線直接 撮影による検査は1年)に1 回
・特化則第39条第3項	特化物取扱業務従事者及び 特化物取扱業務に従事した ことのある者に対する定期 健康診断(医師が必要と認め た場合の一定の項目)	6月(特化則第39条第1項及 び第2項に係る健診が1年 に1回実施される場合に あつては1年)に1回
・特化則第41条の2(有機則 第29条第2項の準用)	特定有機溶剤混合物に係る 健康診断	6月に1回
・電離則第56条第1項	放射線業務従事者に対する 定期健康診断	6月に1回
・電離則第56条第5項	第1項の健康診断の際、前回 の健康診断の資料提出	6月に1回
・高気圧作業安全規則第38 条第1項	高圧室内業務又は潜水業務 従事者に対する定期健康診 断	6月に1回
・石綿障害予防規則(以下 「石綿則」という。)第40 条第1項	石綿業務従事者に対する定 期健康診断	6月に1回
・石綿則第40条第2項	石綿業務に従事したこと のある者に対する定期健康診 断	6月に1回

・石綿則第40条第3項	石綿業務従事者及び石綿業務に従事したことがある者に対する定期健康診断	6月に1回
第66条第3項 ・安衛則第48条	酸等取扱業務従事者に対する定期健康診断	6月に1回
第66条の8第1項 ・安衛則第52条の2第2項 ・安衛則第52条の2第3項 ・安衛則第52条の3第3項	面接指導の対象となる労働者の時間外労働の算定 面接指導の対象となる労働者への時間外労働時間の通知 長時間労働者に対する面接指導	毎月1回以上、一定の期日を定めて 面接指導の対象となる労働者の時間の算定を行ったとき、速やかに 労働者から申出があったとき、遅滞なく
第66条の8の2 ・安衛則第52条の7の2第2項	研究開発業務従事者について、面接指導の対象となる労働者の時間外労働の算定、 長時間労働者に対する面接指導	毎月1回以上、一定の期日を定めて 面接指導のための時間外労働時間の算定(毎月1回)後、遅滞なく
第66条の8の4 ・安衛則第52条の7の4第2項	高度プロフェッショナル制度の対象労働者について、面接指導の対象となる労働者の時間外労働の算定、 長時間労働者に対する面接指導	毎月1回以上、一定の期日を定めて 面接指導のための時間外労働時間の算定(毎月1回)後、遅滞なく
第66条の10第1項 ・安衛則第52条の9	心理的な負担の程度を把握するための検査	1年に1回
第66条の10第3項 ・安衛則第52条の16	心理的な負担の程度を把握するための検査結果に基づく面接指導対象者に対する面接指導	労働者から申出があったとき、遅滞なく
第67条第4項		

・安衛則第58条	健康管理手帳保持者が氏名・住所を変更した際の書替え 手続	変更後30日以内
第77条第3項(第50条第4項 の準用)	登録教習機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第100条第1項 ・安衛則第52条の21 ・安衛則第97条第2項	心理的な負担の程度を把握 するための検査及び面接指 導結果の報告 休業日数4日未満の死傷病 報告	1年に1回 10月31日まで(令和8年7月 ～9月分)
第100条第2項 ・登録省令第9条第1項 ・登録省令第1条の2の2 の4第5項 ・登録省令第1条の2の2 の8第1項 ・登録省令第1条の2の5 第5項 ・登録省令第1条の2の9 第1項 ・登録省令第19条の10 ・登録省令第19条の21 ・登録省令第19条の24の21 第5項 ・登録省令第19条の24の25 第1項 ・登録省令第19条の24の36 第5項 ・登録省令第73条第2項	登録性能検査機関の性能検 査の結果に関する報告 衛生工学衛生管理者講習の 実施結果報告 登録衛生工学衛生管理者講 習機関の財務諸表等の備付 け 登録安全衛生推進者等養成 講習機関の実施結果報告 登録安全衛生推進者等養成 講習機関の財務諸表等の備 付け 登録型式検定機関の型式検 定の結果に関する報告 検査業者の特定自主検査実 施状況報告 登録発破実技講習機関の実 施結果報告 登録発破実技講習機関の財 務諸表等の備付け 登録ボイラー実技講習機関 の実施結果報告 指定労働災害防止業務従事 者講習機関の事業報告	性能検査を行った月の翌月 末日まで 事業年度経過後1月以内 事業年度経過後3月以内 事業年度経過後1月以内 事業年度経過後3月以内 事業年度において6月に1 回 事業年度経過後1月以内(4 月30日まで) 事業年度経過後1月以内 事業年度経過後3月以内 事業年度経過後1月以内 事業年度経過後3月以内

・登録省令第87条第2項	指定就業制限業務従事者講習機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第103条第2項		
・登録省令第1条の2の44の10第1項	登録適合性証明機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
・登録省令第19条の24の2の9第1項	登録検査業者検査員研修機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
・登録省令第19条の24の25第1項	登録発破実技講習機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
・登録省令第19条の24の40第1項	登録ボイラー実技講習機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内

じん肺法関係

条文	義務内容	期日等
第8条	定期のじん肺健康診断	労働者の管理区分等に応じて1年又は3年に1回
第22条	常時粉じん作業に従事しなくなった労働者に対する転換手当の支給	労働者が常時粉じん作業に従事しなくなってから7日以内

作業環境測定法関係

条文	義務内容	期日等
第32条第3項(労働安全衛生法第50条の準用)	登録講習機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第34条第1項	作業環境測定機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第42条第2項 ・作業環境測定法施行規則第49条	登録講習機関の講習・研修結果の報告	講習又は研修が終了した日の属する月の翌月末日まで

本号で公布された法令のあらまし

◇令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政

令（政令第二百五十九号）（内閣府本府）

- 令和八年熊本地震による災害を激甚災害として指定する。（本則関係）
- 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）
 - 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二百六十号）（内閣府本府）

- 令和八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定すること。（第一条関係）
- 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用すること。（第二条関係）
 - 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
 - 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置
 - 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
 - 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置
 - 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置
- この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（政令第二百六十一号）（法務省）

- 令和八年熊本地震による災害を総合法律支援法第三十条第一項第四号に規定する非常災害として指定する。（第一条関係）
- 1 の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。（第二条第一項関係）
- 1 の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和九年七月二十七日までとする。（第二条第二項関係）
- この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政

令

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百五十九号

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和八年熊本地震による災害	法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正
法務大臣 平口 洋

令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百六十一号

令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定)

第一条 総合法律支援法（次条において「法」という。）第三十条第一項第四号に規定する非常災害として、令和八年熊本地震による災害を指定する。

(法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間)

第二条 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和九年七月二十七日までとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣 平口 洋
内閣総理大臣 高市 早苗

その他告示

○国家公安委員会告示第三十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

令和八年八月七日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第三条第一項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地、を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、令和九年一月二十七日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	対象者
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	現に許可済猟銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者

参照条文

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

（平成八年法律第八十五号）

（趣旨）

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例及び景観法（平成十六年法律第百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

（平一六法七六・平一六法一一一・平二五法五四・平三〇法六七・令四法四四・一部改正）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定

の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（平二五法五四・一部改正）

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項、デジタル庁設置法第七条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

- 一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
- 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（平一一法一六〇・令三法三六・一部改正）

（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

- 第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。
- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。
 - 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があ

ると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置）

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

- 2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。
- 3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

（平一六法七六・平一八法五〇・一部改正）

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置）

第六条 相続人（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者）が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数

の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間（この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあっては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人（前号の場合にあっては、同号に定める者）が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

（平二五法五四・追加）

（民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置）

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

（平二五法五四・旧第六条繰下）

（景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合に

において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

（平一六法一一一・追加、平二五法五四・旧第八条繰下、令四法四四・旧第九条繰上）

附 則 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

附 則 （平成九年五月九日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成九年一月八日）

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めが

あるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一四年七月一二日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三三〇号で平成一五年一月一日から施行)

附 則 (平成一六年六月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第一九一号で平成一七年六月一日から施行)

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一七年一月一日)

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(施行の日＝平成一六年一二月一七日)

(規定する日＝平成一七年六月一日)

(平一六法一一二・一部改正)

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から施行)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年一二月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成一八年六月二一日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施行）

附 則 （平成二〇年五月二三日法律第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年十一月四日から施行）

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第六条（新災害対策基本法第百八条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害について適用する。

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和元年政令第二九号で令和元年六月二五日から施行）

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は

国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年五月二〇日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
（令和四年政令第二〇二号で令和四年五月三一日から施行）

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（次項において「旧特定非常災害法」という。）第八条の規定によりされている建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長は、それぞれ第十一条の規定による改正後の建築基準法（次項及び附則第十四条において「新基準法」という。）第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定によりされている許可の期間の延長とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧特定非常災害法第八条の規定による建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長に係る申請は、それぞれ新基準法第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規

定による許可の期間の延長に係る申請とみなす。

附 則 （令和八年六月二四日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十五号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和八年七月一七日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。